

生徒指導だより「こころ」

平成28年7月19日(火)
NO. 8 文責 堀 晴昭

危険がいっぱい!スマホ・携帯電話の使い方要注意!!

山鹿警察署の方に、先日、犯罪被害のプリントをいただきました。夏休み直前でもあり、今回記事にしました。夏休みは気もゆるみがちになります。一読していただき、スマホ・携帯の使い方を家族で再度確認してもらいたいと思っています。

ケース1 「女性だと信じていたら・・・」

女子高校生はコミュニティサイトで知り合った「女性」から「モデル事務所に紹介してあげる」と言われ、スマートフォンで上半身裸の画像を撮影して送った。しかし、この女性は男がなりすましていたものであり、男から「裸の画像を学校にばらまく」と脅された。

ケース2 「ネット上の危ない出会い」

女子中学生は、GPS機能と連動し近くにいる異性を検索できるアプリを利用して一度だけのつもりで男と会い、現金と引き換えにわいせつな行為をされた。その後「学校に援助交際したことを通報されなくなかったら、もう一度会おう」などと面会を要求された。

ケース3 「家出少女は狙われる」

親とケンカをした女子中学生は、宿泊場所の提供を求めコミュニティサイトに書き込んだところ、車で迎えに来た男から家出をするようにそそのかされ、そのまま男の家に連れて行かれた。

ケース4 「携帯音楽プレーヤーやゲーム機にも要注意！」

女子小学生は、インターネット接続が可能な携帯音楽プレーヤーを利用し、SNSで男と知り合った。女子小学生は、男から巧みな言葉で頼まれ、裸の画像を携帯音楽プレーヤーのカメラ機能で撮影し、その画像を画像交換アプリで送信した。

※上の4つは、被害にあったケースですが、被害者は女子ばかりです。女子生徒はいろんな人に狙われていることを知っててください。そして気をつけてください。

ケース5 「多くの人の注目を浴びたくて」

少年は、スーパーの店内において、パンや菓子の包装紙にいたずらをする様子を撮影し、動画投稿サイトに投稿した。投稿した動画に対する反響などを見て、自分を英雄視していた。これは、「業務妨害罪」という犯罪で3年以下の懲役又は50万円以下の罰金になります。

ケース6 「コンピュータ・ウイルスをネットで売買」

男子中学生は、海外の闇サイトから、IDやパスワードなどの個人

情報を盗み取るコンピュータ・ウイルスやパソコン内のデータをロックして金銭を要求するコンピュータ・ウイルスを入手し、それらの中・高校生らに提供して、電子マネー等の利益を得ていた。これは「不正指令電磁的記録提供及び不正指令電磁的記録取得」という犯罪で、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。

ケース7 「ゲームに没頭するあまり・・・」

男子中学生は、オンラインゲームに没頭し、特定のアイテムを入手するために、同級生が操作しているスマートフォンの画面からIDとパスワードをのぞき見、手に入れたクレジットカードの情報を遣い、仮想通貨を大量に購入した。これは「不正アクセス禁止法違反及び電子計算機使用詐欺」という犯罪で、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

ケース8 「子供が誘うのも犯罪」

女子高校生は、インターネットの出会い系サイトに自分の年齢や容ぼうを記載し、「買い物や映画に連れて行ってほしい。お小遣いをもらいたい」などと書き込み、金品を受けることを示して人を児童との異性交際の相手方となるように誘引した。これは「出会い系サイト規制法違反」という犯罪で、100万円以下の罰金となります。

※ケース5～8は、被害者になったケースではなく、犯罪者になってしまったケースとなります。「これぐらいはよいだろう」と軽い気持ちでやっていると大変なことになります。くれぐれも「スマホ・携帯電話」の使い方には注意してほしいです。

—— 鶴城中学校校区インターネット等利用の決まり3箇条 ——

平成26年度、PTAを中心に3つの決まりを設定しております。

よろしくお願いたします。

- ① 10時以降は使わない。
 - ② ネット上に悪口を書かない。
 - ③ 知らない人には会わない。
- ※4つ目は各家庭内で決める。



転入生の一言（心がほっこり温かくなりました）

6月から本校に転入生が来ているのですが、先日こんなやりとりがありました。何となくうれしい気持ちになったので書きました。私「笑顔がたくさん出るようになったねー。学校生活には慣れた？」生徒「はい。」

私「クラスでいじわるする人とかいない？」

生徒「いません。みんなやさしいです。というか、この学校にはいじわるな人は一人もいません。」

私「前の学校にはいじわるする人がいたの？」

生徒「いましたよ。」

※本当に全生徒がこう思える学校をつくっていきたいと思います。